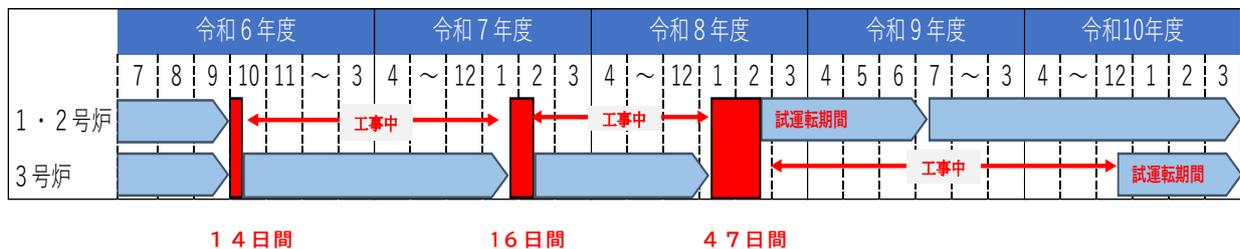


日乃出清掃工場整備工事に伴う可燃ごみの処理について

日乃出清掃工場整備工事は、既設建屋を利用し、施設稼働と並行して焼却炉を更新することとしており、令和11年4月の供用開始に向け、令和5年4月から工事に着手しています。

令和6年度からは1号炉と2号炉が、令和8年度からは3号炉が更新工事に入りますが、この期間中において、すべての焼却炉を停止する期間や新焼却炉の試運転期間を予定していることから、一時的に日乃出清掃工場では処理できないごみが発生します。

〈焼却炉更新スケジュール〉



令和6年10月のすべての焼却炉が停止する期間に向けた主な対策

(1) 市民・事業者への協力依頼

- ・ 休炉期間中の可燃ごみの排出を抑制するため、市民や事業者に対し、自宅や事業所において一時保管できるものなどは、できる限り休炉期間以外の時期に排出するよう協力を依頼します。

(2) 官公庁などへの協力依頼

- ・ 官公庁などから排出される多量の紙類等についても、休炉期間以外の時期に排出するよう協力を依頼します。

(3) 可燃ごみ貯留ピットの最大限の活用

- ・ 日乃出清掃工場内可燃ごみ貯留ピットに最大限積み上げ保管します。

(4) 近隣自治体等焼却施設への処理依頼

- ・ 渡島廃棄物処理広域連合のごみ処理施設「クリーンおしま」（北斗市）および札幌市のごみ処理施設へ搬入し焼却処分を依頼します。
- ・ なお、ごみの分別が異なることから、処理依頼する自治体の分別に適合するよう、市民周知を実施します。

(5) 草木類の処分先の変更

- ・ 日乃出清掃工場整備工事が終了するまでの期間は、事業者が搬入している草や枝等の処分先を、令和6年8月から七五郎沢廃棄物最終処分場に変更し、埋め立て処分します。

その **ごみ**

ちょっとまったー!!



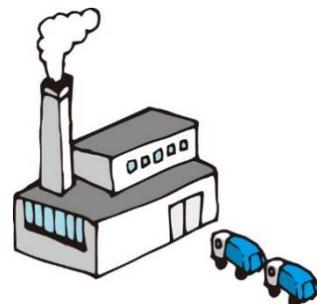
日乃出清掃工場の焼却炉が
10月に**14日間**停止します。

ごみの減量にご協力ください!

くわしくは裏面をみてね

日乃出清掃工場の整備に伴い ご協力をお願いします。

go
with eco



令和6年度休炉期間（焼却炉が停止する期間）

令和6年10月5日（土）～18日（金）の14日間、焼却炉が停止します。

期間中の燃やせるごみは通常どおり収集いたしますが、10月中は燃やせるごみの一部を他都市で処理することになりますので、次のことにご協力をお願いします。

10月にご協力いただきたいこと

出すのを控えてほしいごみ

①使い捨てライター

②腐敗しないごみ



※プラスチック製品（おもちゃ・
歯ブラシ等）、紙類、ふとん類など

条件つきで出せるごみ

大きな貝殻は、できるだけ
砕いてお出してください。



継続してご協力いただきたいこと

- ①生ごみの8割は水分です。しっかり水切りしてお出してください。
- ②古着は燃やせるごみではなく、リサイクルショップや回収ボックスをご利用ください。
- ③分別の徹底～食品類の空き箱やティッシュの空き箱は「雑がみ」として、集団資源回収または民間事業者の拠点回収をご利用ください。また、プラスチック容器包装は、燃やせるごみではなく、分別してお出してください。

注意事項

10月中は、ごみの収集時刻がいつもの時刻から
変わることがありますのでご注意ください。



【問合せ】 函館市環境部環境推進課 電話：0138-85-8238

